

電線管内ケーブルの系統分離状況及び今後の対応について

1. はじめに

電線管に敷設された火災防護対象ケーブル（以下「電線管内ケーブル」という。）について、現在の系統分離状況と今後の対応を以下に示す。

2. 電線管内ケーブルの系統分離状況

- 耐火対策を要する電線管内ケーブルについては、固定火災源（常設機器）の火災影響範囲内の電線管内ケーブルが機能喪失した場合においても、原子炉の安全停止に必要な機能を確保する手段が少なくとも一つは確保できていることを確認している。
- 電線管外における火災については、固定火災源からの火災に対して、火災感知設備及び自動消火設備により消火可能である。
- 電線管内による火災については、電線管内ケーブルは、自己消火性を確認した難燃性ケーブルを使用していること、又は、電線管の両端に耐熱シールを処置し、外気から酸素が供給されない状態であることから、電線管内部で火災が発生した場合においても自己消火する。
- 従来より保安規定に基づき、可燃物管理のルールを定め発熱量による管理を行うこと、また火気作業等の管理のルールを定め火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等の対応を行っている。なお、各種燃料タンク廻り、防護対象ケーブルトレイの直上・直下部や、通路に設置してある安全上重要な設備・機器近傍など、可燃物の保管を原則禁止しているエリアに、点検等のためにやむを得ず仮置きを行う際は、保安規定の下部規定に基づき金属製容器や不燃シート等の不燃物により養生を実施することで周囲の火災からの延焼を防ぎ、当該可燃物が火災源となることを防止している。

以上のとおり、火災防護についての安全性は確保されていると認識している。ただし、電線管内ケーブルについては、設工認と現場が整合していない状況にある箇所が一部存在する。

3. 今後の対応

設工認と現場が整合していない電線管内ケーブルに対し、設工認どおりの系統分離を図るために必要な処置を実施する。

ただし、上記の対応は物量が多く処置完了まで時間を要するため、耐火対策を要する電線管内ケーブルの近傍への持込み可燃物の管理方法などの系統分離対策を行うこととし、設工認等の必要な手続きを行う。